

山形県国民保護計画（平成18年1月策定） 変更原案

現行	変更案										
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等（略）</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1 国民保護措置に関する基本方針 【3頁】</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施          県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。          また、～（略）～を確保する。</p> <p>（8）～（9）（略）</p> <p>2 その他の留意事項（略）</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 県及び関係機関の役割の概要（略）</p> <p>2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱 【5頁】</p> <p>（1）県（略）</p> <p>（2）市町村（略）</p> <p>（3）指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">仙台防衛施設局</td> <td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	仙台防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等（略）</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>1 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施          県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。          また、～（略）～を確保する。</p> <p>（8）～（9）（略）</p> <p>2 その他の留意事項（略）</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>1 県及び関係機関の役割の概要（略）</p> <p>2 県及び関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>（1）県（略）</p> <p>（2）市町村（略）</p> <p>（3）指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東北防衛局</td> <td>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東北地方環境事務所</td> <td>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
機関の名称	事務又は業務の大綱										
仙台防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整										
機関の名称	事務又は業務の大綱										
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整										
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集										
<p>（4）自衛隊（略）</p>	<p>（4）自衛隊（略）</p>										

現行		変更案	
(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関		(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関	
機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵政公社	1 郵便の確保	郵便事業株式会社	1 郵便の確保
3 関係機関の連絡先等の把握 (略)		3 関係機関の連絡先等の把握 (略)	
第4章 県の地理的、社会的特徴		第4章 県の地理的、社会的特徴	
1 地形 【9頁】		1 地形	
<p>山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約97km、南北約164kmで、東西に狭く、南北に長い。総面積は9,323.39km<sup>2</sup>である(山形県勢要覧による)。</p> <p>北は、～(略)～変化に富んだ地形条件を有している(図1-1)。</p> <p>県内は～(略)～日本海へ注いでいる。</p> <p>このように、～(略)～留意する必要がある。</p>		<p>山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約97km、南北約164kmで、東西に狭く、南北に長い。総面積は9,323.46km<sup>2</sup>である。</p> <p>北は、～(略)～変化に富んだ地形条件を有している(図1-1)。</p> <p>県内は～(略)～日本海へ注いでいる(資料：山形県勢要覧)。</p> <p>このように、～(略)～留意する必要がある。</p>	
図1-1 概略地形図 (略)		図1-1 概略地形図 (略)	
2 気候 【11頁】		2 気候	
<p>本県は一年を通じて寒暖の差が激しく、内陸部と沿岸平野部に比較的明瞭な気候の差が生じている。とりわけ、冬季の雪による降水量には差が生じており、最上地域や置賜地域では豪雪に見舞われる。また、庄内地域も降水量は多く、日本海側の典型的な気候を示している(図1-2)。また、地形的な条件からも気候の差異がみられる。</p> <p>降水量(年間)は、～(略)～新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。</p> <p>気温は、内陸と沿岸では冬季に異なった傾向を見せており、内陸では平均気温が氷点下を下回る。夏季は、盆地では山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があります、昭和8年には山形市で40.8度を観測している。</p> <p>四季別の天候の変化を見ると、～(略)～8月末頃には相当気温は下がる。その頃から台風に見舞われる場合があります、進路を日本海側に取った場合、本県は強風と大雨に見舞われる。そして10月中旬頃には平均気温が15を下回り、11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える。</p> <p>冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性が～(略)～平均気温は0以上と高い。</p> <p>このように本県の気候は、～(略)～検討する必要がある。</p>		<p>本県の気候特性は、内陸部と日本海に面する沿岸平野部に大別され、内陸部はさらに3地域に分けられる。それぞれの地域の地形的な条件等から気温や降水量に差異がみられ、内陸部は一般的に気候が温暖で気温較差が大きく、沿岸平野部は海洋性気候の特徴を持ち多雨多湿である(図1-2)。</p> <p>降水量(年間)は、～(略)～新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。</p> <p>気温は、夏季には、盆地で山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があります、昭和8年には山形市で40.8度を観測している。冬季には、内陸で平均気温が氷点下を下回る。</p> <p>四季別の天候の変化を見ると、～(略)～8月末頃には相当気温は下がる。その頃から台風のシーズンとなり、台風が、進路を日本海側に取った場合は特に強風に、太平洋側にとった場合は特に大雨に見舞われる。そして10月中旬頃には平均気温が15を下回り、11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える。</p> <p>冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性が～(略)～平均気温は0以上と高い(資料：山形県勢要覧)。</p> <p>このように本県の気候は、～(略)～検討する必要がある。</p>	

現行

図1 - 2 県内4地域各都市の月別平均気温及び降水量 (図略)  
 出典：気象庁 web サイト 統計データベース

3 人口分布

【12頁】

本県の人口は、平成17年11月1日現在、1,215,924人(男585,160人、女630,764人)である。県内で最も人口が多い都市は山形市(255,561人)であり、ついで鶴岡市(142,801人)、酒田市(117,895人)、米沢市(92,954人)、天童市(63,626人)の順となっている。上位五市合計で県全体の約55%を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は13.9%、15~65歳の人口は61.1%、65歳以上の人口は25.0%となっている。65歳以上の全国平均は19.5%(平成16年)であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している。

平成7年国勢調査結果と平成16年推計人口を基に増加率を算出すると、すべての市町村で65歳以上の人口の増加が認められる(図1-3)。すなわち、~(略)~より一層の高齢者、障害者等への配慮が必要となる。

このことから、~(略)~検討する必要がある。

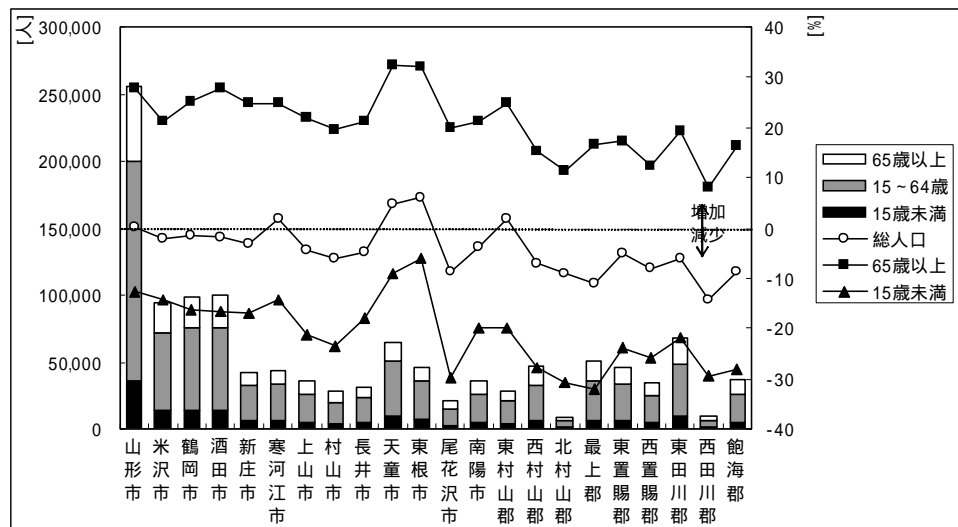


図1 3 県内市郡別の年齢別人口及び人口増減率  
 (実数はH16年推計人口、増減率はH7-H16の変化)

変更案

図1 - 2 県内4地域各都市の月別平均気温及び降水量 (図略)  
 (資料：気象庁 web サイト 統計データベース)

3 人口分布

本県の人口は、平成19年10月1日現在、1,198,710人(男575,542人、女623,168人)である。最も人口が多い都市は山形市(255,320人)であり、ついで鶴岡市(140,244人)、酒田市(115,138人)、米沢市(91,922人)、天童市(63,615人)の順となっている。上位五市合計で県全体の約55%を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。

年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は13.3%、15~65歳の人口は60.2%、65歳以上の人口は26.4%となっている。65歳以上の全国平均は21.5%であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している(資料：山形の人口と世帯数)。

平成7年と平成17年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、すべての市町村で65歳以上の人口の増加が認められる(図1-3)。すなわち、~(略)~より一層の高齢者、障がい者等への配慮が必要となる。

このことから、~(略)~検討する必要がある。

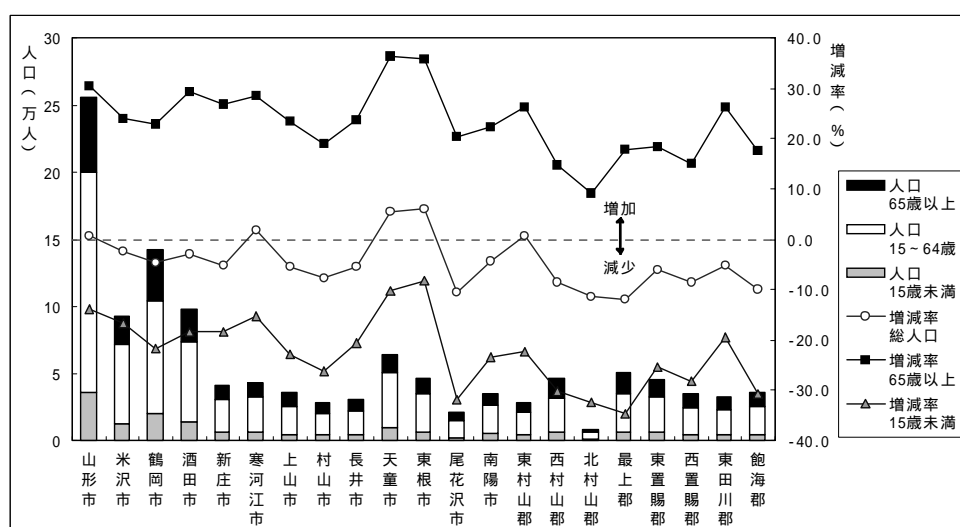


図1 3 県内市郡別の年齢別人口及び人口増減率  
 (資料：平成7年、平成17年国勢調査結果(人口は平成17年))

現行						変更案					
4 他県との人口の流出入 【13頁】 (略)						4 他県との人口の流出入 (略)					
表1-4 地域別昼夜間人口一覧						表1-1 地域別昼夜間人口一覧					
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口	地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口
総数	1,243,872	179,537	180,279	-742	1,243,130	総数	1,215,596	173,470	174,327	-857	1,214,739
村山地域	581,320	92,655	91,448	1,207	582,527	村山地域	576,784	96,658	95,701	957	577,741
最上地域	95,392	12,592	13,535	-943	94,449	最上地域	90,729	12,337	13,958	-1,621	89,108
置賜地域	246,677	29,712	30,663	-951	245,726	置賜地域	238,728	31,956	32,670	-714	238,014
庄内地域	320,483	44,578	44,633	-55	320,428	庄内地域	309,355	32,519	31,998	521	309,876
備考：平成12年国勢調査資料による。また、地域の区分は、山形県の総合支庁の管内別。						(資料：平成17年国勢調査 従業地・通学地集計結果)					
5 道路の位置等						5 道路の位置等					
<p>県の道路実延長は、15,806kmであり、うち、国道は1,132km(構成比7.2%)、県道2,505km(同15.8%)、市町村道12,169km(同77.0%)となっている(平成16年4月1日現在、県交通基盤課調べ)。道路網に関しては、福島県から内陸部を南北に縦断し、秋田県を結ぶもの、新潟県から県西部の日本海沿岸を縦断し秋田県を結ぶもの、そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では～(略)～一般県道がこれらを補完している。</p> <p>県内の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、～(略)～高速交通網の整備が遅れている。</p> <p>このことから、～(略)～体制や仕組みの整備に留意する必要がある。</p>						<p>本県の道路実延長は、16,409kmであり、うち、高速自動車国道は138km(構成比0.8%)、一般国道は1,126km(同6.9%)、県道2,587km(同15.8%)、市町村道12,558km(同76.5%)となっている(平成20年4月1日現在、県道路課調べ)。道路網に関しては、福島県から県内陸部を南北に縦断し、秋田県を結ぶもの、新潟県から県西部の日本海沿岸を縦断し秋田県を結ぶもの、そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道112号の自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では～(略)～一般県道がこれらを補完している。</p> <p>本県の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、～(略)～高速交通網の整備が遅れている。</p> <p>このことから、～(略)～体制や仕組みの整備に留意する必要がある。</p>					

現行



図1 - 4 主な道路網（高速道路、国道）

6 鉄道、港湾及び空港の位置等

【15頁】

県内に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び山形鉄道株式会社である。

このうち、JR東日本は、～（略）～宮城県小牛田町から宮城県鳴子町を經由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を經由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を經由して新潟県荒川町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、～（略）～鉄道網の主なカバー圏域となっている（図1 - 5）。

変更案

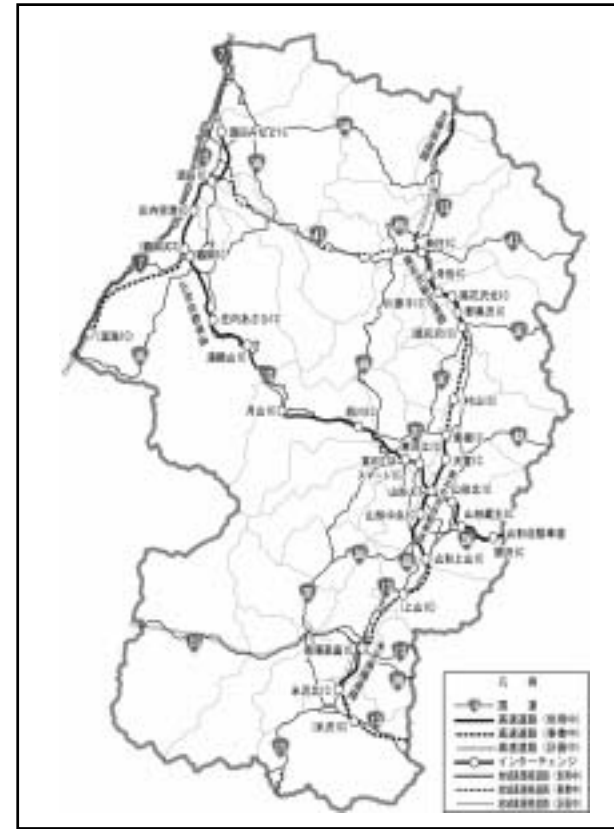


図1 - 4 主な道路網（高速道路、国道）

6 鉄道、港湾及び空港の位置等

本県に路線を保有する鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）及び山形鉄道株式会社である。

このうち、JR東日本は、～（略）～宮城県美里町（小牛田）から宮城県大崎市鳴子温泉を經由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を經由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を經由して新潟県村上市坂町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、～（略）～鉄道網の主なカバー圏域となっている（図1 - 5）。

現行

港湾は、～（略）～合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口を利用すると同時に海岸線を人工的に埋め立てて造られており、50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m～-5m）できる。

空港は、東根市に第二種B空港として山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、第三種空港として庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して札幌・東京・大阪と定期航空路によって結ばれている。

このことから、～（略）～検討する必要がある。



図1 - 5 鉄道路線及び港湾・空港位置図

変更案

港湾は、～（略）～合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口部に位置する本港と、海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて造られた北港があり、特に北港には50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大700～1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m～-5m）できる。

空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、2,000m滑走路一本を有して札幌・東京・大阪と定期航空路によって結ばれている。

このことから、～（略）～検討する必要がある。



図1 - 5 鉄道路線及び港湾・空港位置図

<p>現行</p>	<p>変更案</p>
-----------	------------

7 自衛隊施設等 (略) 【17頁】



7 自衛隊施設等 (略)



図1 - 6 自衛隊施設位置図

図1 - 6 自衛隊施設位置図

8 その他 【18頁】

(1) 石油コンビナート等特別防災区域  
県内の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田市に「酒田地区」(酒田本港地区と酒田北港地区で構成される)が存在する。酒田本港地区では油槽所・化学工場が、酒田北港地区では火力発電所がそれぞれ操業している。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域  
本県の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田本港地区と酒田北港地区で構成される「酒田地区」があり、面積が本港地区1.17 km<sup>2</sup>及び北港地区2.18 km<sup>2</sup>の合計3.35km<sup>2</sup>、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所が5事業所ある(表1 - 2)。

本県の特別防災区域の面積は3.29km<sup>2</sup>、特定事業所は5事業所である(表1 - 2)。とりわけ石油を取り扱う業態が酒田地区に集中しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。

本港地区では油槽所と化学工場が、北港地区では火力発電所と産業廃棄物処理施設(リサイクル施設)がそれぞれ操業しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。

このように、～(略)～に関して配慮する必要がある。

このように、～(略)～に関して配慮する必要がある。

現行

表1 - 2 石油コンビナート等特別防災区域概況

区 分	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		総数	特定事業所	
		石油 (千kl)	高压ガス (十万Nm <sup>3</sup> )		第1種 事業所	第2種 事業所
酒田地区	3.29	147.2		5	3	2
うち本港地区	1.11	77.2	3.8	3	2	1
うち北港地区	2.18	70.0		2	1	1

出典：山形県石油コンビナート等防災計画等

(2) 観光客

県内には、～(略)～を超えている。

これら観光地等においては、～(略)～必要である。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態 (略)

変更案

表1 - 2 石油コンビナート等特別防災区域概況

事業所種別	事業所数	貯蔵・取扱・処理量	
		石油(千kl)	高压ガス(十万Nm <sup>3</sup> )
第1種事業所	3	136.3	—
第2種事業所	2	12.1	3.6
その他	12	0.7	0.2
計	17	149.1	3.8

(資料：山形県石油コンビナート等防災計画等 平成20年1月1日現在)

(2) 観光客

本県には、～(略)～を超えている。

これら観光地等においては、～(略)～必要である。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態 (略)



現行	変更案														
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務 <span style="float: right;">【25頁】</span> <b>【県の各部局における平素の業務】</b>	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 県における組織・体制の整備 1 県の各部局における平素の業務 <b>【県の各部局における平素の業務】</b>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="136 375 353 821">総務部</td> <td data-bbox="362 375 1104 821"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 828 353 898">文化環境部</td> <td data-bbox="362 828 1104 898"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 904 353 1252">健康福祉部</td> <td data-bbox="362 904 1104 1252"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>	文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 375 1352 748">総務部</td> <td data-bbox="1361 375 2103 748"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 754 1352 825">政策推進部</td> <td data-bbox="1361 754 2103 825"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 831 1352 901">文化環境部</td> <td data-bbox="1361 831 2103 901"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 908 1352 1252">健康福祉部</td> <td data-bbox="1361 908 2103 1252"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>	政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>	文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>														
文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>														
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>														
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>														
政策推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>														
文化環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>														
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>														
2 県職員の参集基準等 <span style="float: right;">【26頁】</span> (1) 職員の迅速な確保 (略) (2) 24時間即応体制の確立 <u>県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。</u>	2 県職員の参集基準等 (1) 職員の迅速な確保 (略) (2) 24時間即応体制の実施 <u>県は、武力攻撃等の事態に速やかに対応するため、24時間体制を実施する。</u>														

現行			
<p>(3) 県の体制及び職員の参集基準等  <u>県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</u></p>			
【職員参集基準】			
体制	参集基準		
担当課体制	危機管理室の担当職員が参集		
<u>山形県危機管理要綱（平成17年4月山形県制定）に基づく危機対策本部体制</u>	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断		
<u>県国民保護対策本部体制</u>	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集		
【事態の状況に応じた初動体制の確立】			
事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—
	県の全部局での対応が必要な場合		
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	—
		県の全部局での対応が必要な場合	
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		
及び <u>    </u> の体制の判断は、危機管理監が行う。			
(4) 県警察における体制の整備（略）			
(5) 職員への連絡手段の確保 <u>県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</u>			
(6) 職員の参集が困難な場合の対応（略）			
(7) 職員の服務基準 <u>県は、(3) から<u>    </u>の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</u>			
3 国民の権利利益の救済に係る手続等（略）			
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（略）			

変更案			
<p>(3) 県の体制及び職員の参集基準等  <u>県は、武力攻撃等の事態に適切に対応するため、次のとおり体制及び参集基準を定める。</u></p>			
【職員参集基準】			
体制	参集基準		
<u>山形県危機管理要綱（平成17年4月山形県制定）に基づく体制</u>	担当課体制	危機管理室の担当職員が参集	
	関係課長等対策会議	<u>危機管理室職員及び関係課職員が参集</u>	
	危機管理対策会議	原則として、県国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	
<u>県国民保護対策本部体制</u>	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集		
【事態の状況に応じた初動体制の確立】			
事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—
	県の全部局での対応が必要な場合		
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	—
		県の全部局での対応が必要な場合	
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		
から <u>    </u> の体制の判断は、危機管理監が行う。			
(4) 県警察における体制の整備（略）			
(5) 職員への連絡手段の確保 <u>県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</u>			
(6) 職員の参集が困難な場合の対応（略）			
(7) 職員の服務基準 <u>県は、(3) から<u>    </u>の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。</u>			
3 国民の権利利益の救済に係る手続等（略）			
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等（略）			

現行	変更案
<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 国の機関との連携 <b>【28頁】</b></p> <p>(1) 指定行政機関等との連携 (略)</p> <p>(2) 防衛庁・自衛隊との連携</p> <p>県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、<u>防衛庁</u>・自衛隊との連携を図る。</p> <p>(3) 指定地方行政機関との連携 (略)</p> <p>3 他の都道府県との連携 (略)</p> <p>4 市町村との連携 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携 (略)</p> <p>6 ボランティア団体等に対する支援 (略)</p> <p>第3 通信の確保 <b>【30頁】</b></p> <p>(1) 通信体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県における非常通信体制の確保</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 国の機関との連携</p> <p>(1) 指定行政機関等との連携 (略)</p> <p>(2) <u>防衛省</u>・自衛隊との連携</p> <p>県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、<u>防衛省</u>・自衛隊との連携を図る。</p> <p>(3) 指定地方行政機関との連携 (略)</p> <p>3 他の都道府県との連携 (略)</p> <p>4 市町村との連携 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関等との連携 (略)</p> <p>6 ボランティア団体等に対する支援 (略)</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(1) 通信体制の整備 (略)</p> <p>(2) 県における非常通信体制の確保</p>
<p>運 用 面</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>運 用 面</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者</u>、<u>障がい者</u>、<u>外国人</u>その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
<p>(3) 県警察における通信の確保 (略)</p> <p>(4) 市町村における通信の確保 (略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 警報の通知等に必要な準備 <b>【32頁】</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村に対する支援</p> <p>県は、市町村が<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。</p>	<p>(3) 県警察における通信の確保 (略)</p> <p>(4) 市町村における通信の確保 (略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 警報の通知等に必要な準備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村に対する支援</p> <p>県は、市町村が<u>高齢者</u>、<u>障がい者</u>、<u>外国人</u>等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。</p>

現行	変更案
<p>3 市町村における警報の伝達に必要な準備</p> <p>市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>また、市町村は、警報を通知すべき関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。</p> <p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 <b>【33頁】</b></p> <p>(1) 安否情報の収集、整理及び提供のための体制整備 (略)</p> <p>(2) 安否情報の収集のための準備</p> <p>県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。</p> <p>また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する<u>安否情報報告書様式第1号</u>の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号</u>の安否情報報告書である。</p>	<p>3 市町村における警報の伝達に必要な準備</p> <p>市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>また、市町村は、警報を通知すべき関係機関をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。</p> <p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の収集、整理及び提供のための体制整備 (略)</p> <p>(2) 安否情報の収集のための準備</p> <p>県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。</p> <p>また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の<u>収集及び報告</u>の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する<u>安否情報収集様式第1号、第2号及び安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書様式第3号</u>の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号</u>の安否情報報告書である。</p>

現行	変更案
<p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名</p> <p>__ 出生の年月日</p> <p>__ 男女の別</p> <p>__ 住所</p> <p>__ <u>国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</u></p> <p>__ から__のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>__ 居所</p> <p>__ 負傷又は疾病の状況</p> <p>__ <u>及び</u> のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民 （上記 から__に加えて）</p> <p>__ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>__ <u>死体の所在</u></p> <p>5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（略）</p> <p>6 被災情報の収集・報告に必要な準備（略）</p> <p>7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備（略）</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修（略）</p> <p>2 訓練</p> <p>（1）県における訓練の実施（略）</p> <p>（2）訓練の形態及び項目（略）</p> <p>（3）訓練に当たっての留意事項（略）</p> <p style="text-align: right;"><b>【35頁】</b></p>	<p><b>【収集・報告すべき情報】</b></p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名</p> <p>__ <u>フリガナ</u></p> <p>__ 出生の年月日</p> <p>__ 男女の別</p> <p>__ <u>住所（郵便番号を含む。）</u></p> <p>__ <u>国籍</u></p> <p>__ から__のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>__ <u>負傷（疾病）の該当</u></p> <p>__ 負傷又は疾病の状況</p> <p>__ <u>現在の居所</u></p> <p>__ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>__ <u>親族・同居者からの照会への回答の希望</u></p> <p>__ <u>知人からの照会への回答の希望</u></p> <p>__ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u></p> <p>2 死亡した住民 （上記 から__に加えて）</p> <p>__ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>__ <u>遺体が安置されている場所</u></p> <p>__ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>__ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p> <p>5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（略）</p> <p>6 被災情報の収集・報告に必要な準備（略）</p> <p>7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備（略）</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修（略）</p> <p>2 訓練</p> <p>（1）県における訓練の実施（略）</p> <p>（2）訓練の形態及び項目（略）</p> <p>（3）訓練に当たっての留意事項（略）</p>

現行	変更案
<p>住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、<u>高齢者、障害者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>～ (略)</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難及び救援に関する基本的事項 【36頁】</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療の要請方法等</p> <p>県は、医療関係団体等に対する救護班の派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、県地域防災計画等で定めている体制を活用する。また、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (略)</p> <p>3 交通の確保に関する体制等の整備 (略)</p> <p>4 避難施設の指定 (略)</p> <p>5 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え 【38頁】</p> <p>(1) 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等</u>について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。</p> <p>(2) 運送体制の整備等 (略)</p> <p>第3章 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>第4章 物資及び資材の備蓄・整備等</p> <p>1 基本的考え方 【41頁】</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p><u>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</u></p> <p>(2) 国との連携</p> <p><u>県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。</u></p>	<p>住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>～ (略)</p> <p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難及び救援に関する基本的事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療の要請方法等</p> <p>県は、医療関係団体等に対する救護班及びDMATの派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、県地域防災計画等で定めている体制を活用する。また、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (略)</p> <p>3 交通の確保に関する体制等の整備 (略)</p> <p>4 避難施設の指定 (略)</p> <p>5 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>(1) 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、<u>高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等</u>について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。</p> <p>(2) 運送体制の整備等 (略)</p> <p>第3章 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>第4章 物資及び資材の備蓄・整備等</p>

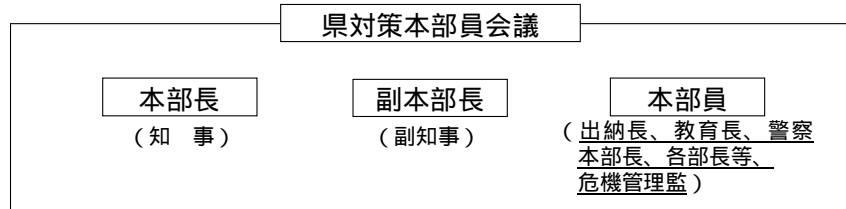
現行	変更案
<p>2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係  <u>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。</u></p> <p>(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材  <u>国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。</u></p> <p>(3) 国、市町村その他関係機関との連携  <u>県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。</u></p> <p>3 県が管理する施設及び設備の整備・点検等 (略)</p> <p>4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備 (略)</p> <p>第5章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発 【42頁】</p> <p>(1) 啓発の方法  <u>県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (略)</p> <p>3 市町村における国民保護に関する啓発 (略)</p>	<p>1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備</p> <p>(1) 基本的考え方  <u>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材については、防災のための備蓄と相互に兼ねることを原則とし、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</u></p> <p>(2) 国、市町村その他関係機関との連携  <u>県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。</u>  <u>なお、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。</u></p> <p>2 県が管理する施設及び設備の整備・点検等 (略)</p> <p>3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備 (略)</p> <p>第5章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法  <u>県は、国及び市町村と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (略)</p> <p>3 市町村における国民保護に関する啓発 (略)</p>

現行	変更案
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 危機対策本部等の設置及び初動措置等</p> <p>(1) 山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部等の設置 ～ (略)</p> <p>他の都道府県において武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案に関する情報を把握した場合又は他の都道府県で武力攻撃事態等の認定がなされた場合においては、<u>事態の状況に応じて、担当課体制又は危機対策本部体制をとるものとする。</u> ～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 国民保護対策本部に移行する場合の調整 (略)</p> <p>3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 【46頁】</p> <p>(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、初動体制の確立に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 市町村は、～(略)～通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置するものとする。</p> <p>(3) (2)の場合において、～(略)～必要な調整を行うものとする。</p> <p>第2章 県対策本部の設置等</p> <p>1 県対策本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県対策本部の組織構成及び運営 県対策本部の組織構成は次のとおりとする。 なお、県対策本部の組織及び運営については、「山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱」に定める。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 危機対策本部等の設置及び初動措置等 (略)</p> <p>(1) 山形県危機管理要綱に基づく危機対策本部等の設置 ～ (略)</p> <p>他の都道府県において武力攻撃事態等の認定につながる可能性があると考えられる事案に関する情報を把握した場合又は他の都道府県で武力攻撃事態等の認定がなされた場合においては、<u>事態の状況に応じた体制をとるものとする。</u> ～ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 国民保護対策本部に移行する場合の調整 (略)</p> <p>3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、初動体制の確立に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 市町村は、～(略)～通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置するものとする。</p> <p>(3) (2)の場合において、～(略)～必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>(4) 市町村は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行うものとする。</u></p> <p>第2章 県対策本部の設置等</p> <p>1 県対策本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県対策本部の組織構成及び運営 県対策本部の組織構成は次のとおりとする。 なお、県対策本部の組織及び運営については、「山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部運営要綱」に定める。</p>



現行

山形県国民保護対策本部組織構成図（一部抜粋）



部（部長）

- ・総務部
- ・文化環境部
- ・健康福祉部
- ・商工労働観光部
- ・農林水産部
- ・土木部
- ・出納部
- ・東京連絡部
- ・企業部
- ・病院事業部
- ・教育部
- ・公安部
- ・監査委員会部
- ・人事委員会部
- ・労働委員会部

(4)～(6) (略)

(7) 県対策本部長の権限

～ (略)

職員の派遣の求め

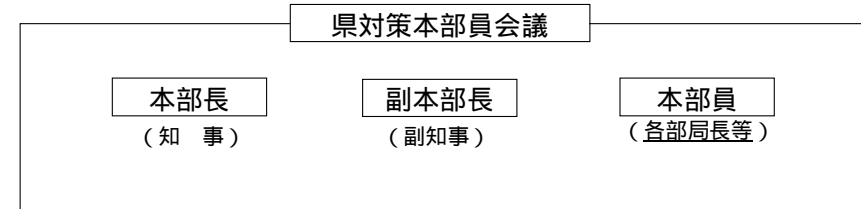
県対策本部長は、～(略)～その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛庁長官に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。(自衛隊の連絡員の派遣)

～ (略)

(8) 県対策本部の廃止 (略)

変更案

山形県国民保護対策本部組織構成図（一部抜粋）



部

- ・総務部
- ・政策推進部
- ・文化環境部
- ・健康福祉部
- ・商工労働観光部
- ・農林水産部
- ・土木部
- ・出納部
- ・東京連絡部
- ・企業部
- ・病院事業部
- ・教育部
- ・公安部
- ・議会部
- ・監査委員会部
- ・人事委員会部
- ・労働委員会部

(4)～(6) (略)

(7) 県対策本部長の権限

～ (略)

職員の派遣の求め

県対策本部長は、～(略)～その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。(自衛隊の連絡員の派遣)

～ (略)

(8) 県対策本部の廃止 (略)

現行	変更案
<p>2 通信の確保 (略) 【50頁】</p> <p>3 マニュアルによる運用  県は、国民保護措置の実施の詳細に関しては、この計画に定めるもののほか、別に定めるマニュアルにより運用する。</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国対策本部との連携 (略)</p> <p>2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 【51頁】  (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)  この場合、～(略)</p> <p>(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (略)</p> <p>6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 【52頁】  (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び<u>日本郵政公社</u>をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、～(略)～派遣を求める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7 県の行う応援等 (略)</p> <p>8 ボランティア団体等に対する支援等 (略)</p> <p>9 住民への協力要請 (略)</p>	<p>2 <u>現地調整所の設置</u>  <u>県は、市町村が現地調整所を設置できない場合又は市町村の区域を越えて武力攻撃による災害が発生した場合等において、必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</u></p> <p>3 通信の確保 (略)</p> <p>4 マニュアルによる運用  県は、国民保護措置の実施の詳細に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国対策本部との連携 (略)</p> <p>2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請等  (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)  この場合、～(略)</p> <p>(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p> <p>5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (略)</p> <p>6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請  (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び<u>郵便事業株式会社</u>をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、～(略)～派遣を求める。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>7 県の行う応援等 (略)</p> <p>8 ボランティア団体等に対する支援等 (略)</p> <p>9 住民への協力要請 (略)</p>

現行	変更案
<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の通知及び伝達</p> <p>1 警報の通知等 <span style="float: right;">【54頁】</span></p> <p>(1) 警報の通知</p> <p>(略)</p> <p>知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、<u>特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の伝達等</p> <p>～ (略)</p> <p style="text-align: center;">【警報通知・伝達仕組み図】(一部抜粋)</p> <p>(2) 県は、ホームページ(<a href="http://www.pref.yamagata.jp/">http://www.pref.yamagata.jp/</a>)に警報の内容を掲載</p> <p>2 市町村長の警報伝達 <span style="float: right;">【55頁】</span></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、～(略)～体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 緊急通報の発令</p> <p>(1) 緊急通報の発令 (略)</p> <p>(2) 緊急通報の内容 (略)</p> <p>(3) 緊急通報の通知方法</p> <p>緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。</p> <p>緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し<u>特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。</u></p> <p>緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告する。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の通知及び伝達</p> <p>1 警報の通知等</p> <p>(1) 警報の通知</p> <p>(略)</p> <p>知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、<u>特に優先して通知するとともに受信確認を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の伝達等</p> <p>～ (略)</p> <p style="text-align: center;">【警報通知・伝達仕組み図】(一部抜粋)</p> <p>(2) 県は、ホームページ(<a href="http://www.pref.yamagata.jp/">http://www.pref.yamagata.jp/</a>)に警報の内容を掲載</p> <p>2 市町村長の警報伝達</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町村長は、～(略)～体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 緊急通報の発令</p> <p>(1) 緊急通報の発令 (略)</p> <p>(2) 緊急通報の内容 (略)</p> <p>(3) 緊急通報の通知方法</p> <p>緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。</p> <p>緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し、<u>特に優先して通知するとともに受信確認を行う。</u></p> <p>緊急通報を発令した場合には、速やかに国対策本部にその内容を報告する。</p>

現行	変更案
<p>(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送 放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、<u>国民保護業務計画</u>で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、～(略)～放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。</p> <p>4 マニュアルによる運用 (略)</p> <p>第2 避難の指示等</p> <p>1 避難措置の指示 【56頁】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示 大規模な着上陸侵攻や～(略)～「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 <u>当該避難措置の指示に際して、国対策本部長は、指示に先だって、～(略)～消防庁を通じて、国対策本部長に早急に回答する。</u></p> <p>2 避難の指示 【57頁】</p> <p>(1) 住民に対する避難の指示 知事は、<u>避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。</u> 要避難地域及び避難先地域は、～(略)～当該住民へも避難を指示できる。 知事は、～(略)～避難の指示を行う。 (略)～ 国による支援の確認 ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・ <u>防衛庁への支援要請</u> 市町村との役割分担の確認 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・ 国対策本部長による<u>利用指針</u>を踏まえた対応 (必要に応じて、<u>当該指針</u>の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整)</p> <p>動物の保護等に関する配慮 (略)</p>	<p>(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送 放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、<u>その国民保護業務計画</u>で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、～(略)～放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。</p> <p>4 マニュアルによる運用 (略)</p> <p>第2 避難の指示等</p> <p>1 避難措置の指示</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示 大規模な着上陸侵攻や～(略)～「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 <u>国対策本部長は、指示に先だって、～(略)～消防庁を通じて、国対策本部長に早急に回答する。</u></p> <p>2 避難の指示</p> <p>(1) 住民に対する避難の指示 知事は、<u>要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。</u> 要避難地域及び避難先地域は、～(略)～当該住民へも避難を指示できる。 知事は、～(略)～避難の指示を行う。 (略)～ 国による支援の確認 ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整 ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認 ・ <u>防衛省への支援要請</u> 市町村との役割分担の確認 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・ 国対策本部長による<u>道路、港湾施設、飛行場施設等の利用に関する指針</u>(以下「<u>利用指針</u>」という。)を踏まえた対応 (必要に応じて、<u>当該利用指針</u>の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整)</p> <p>動物の保護等に関する配慮 (略)</p>

現行	変更案
<p>(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送 (略)</p> <p>(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整 ~ (略)</p> <p>知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、~ (略) ~ 迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事及び受入地域を管轄する市町村長、避難施設の管理者にその旨を通知する。</p> <p>知事は、~ (略) ~ 適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、<u>広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、知事は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 国対策本部長による利用指針の調整 (略)</p> <p>(5) 避難の指示の国対策本部長への報告 (略)</p> <p>(6) 避難の指示の通知及び伝達</p> <p>避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、関係指定公共機関にも通知する。</p> <p>この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し受信確認を行う。</p> <p>(7) 避難施設の管理者への通知 (略)</p> <p>(8) 地域特性に応じた住民避難 (略)</p> <p>(9) 武力攻撃事態ごとの留意事項 ~ (略)</p> <p>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p>	<p>(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送 (略)</p> <p>(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整 ~ (略)</p> <p>知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、~ (略) ~ 迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、<u>受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者にその旨を通知する。</u></p> <p>知事は、~ (略) ~ 適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、<u>避難住民の受入れに関する勧告がなされた場合、知事は、その内容に照らして、所要の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 国対策本部長による利用指針の調整 (略)</p> <p>(5) 避難の指示の国対策本部長への報告 (略)</p> <p>(6) 避難の指示の通知及び伝達</p> <p>避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とし、関係指定公共機関にも通知する。</p> <p>この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに<u>受信確認を行う。</u></p> <p>(7) 避難施設の管理者への通知 (略)</p> <p>(8) 地域特性に応じた住民避難 (略)</p> <p>(9) 武力攻撃事態ごとの留意事項 ~ (略)</p> <p>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p>
<p>【避難の指示の内容(一例)】</p> <p style="text-align: center;">避難の指示</p> <p>本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。</p> <p>A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。</p> <p>B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。</p> <p>健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。</p>	<p>【避難の指示の内容(一例)】</p> <p style="text-align: center;">避難の指示</p> <p>本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。</p> <p>A A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。</p> <p>B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。</p> <p>健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。</p>

現行	変更案
<p>着上陸侵攻の場合</p> <p>ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、～（略）～県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、<u>国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。</u></p> <p><u>このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。</u></p> <p>イ このため、平素から、～（略）～研究・検討を進めていくこととする。</p> <p>3 県による避難住民の誘導の支援等 （略）</p> <p>4 市町村による避難実施要領の策定 <b>【63頁】</b></p> <p>（1）避難実施要領の策定 （略）</p> <p>（2）<u>避難実施要領作成の際の主な留意事項</u></p> <p>～ （略）</p> <p>一時集合場所及び集合方法</p> <p><u>避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等</p> <p><u>避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。</u></p> <p>高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、<u>障害者</u>、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>～ （略）</p>	<p>着上陸侵攻の場合</p> <p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、～（略）～県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、<u>国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。</u></p> <p>このため、平素から、～（略）～研究・検討を進めていくこととする。</p> <p>3 県による避難住民の誘導の支援等 （略）</p> <p>4 市町村による避難実施要領の策定</p> <p>（1）避難実施要領の策定 （略）</p> <p>（2）<u>避難実施要領策定の際の主な留意事項</u></p> <p>～ （略）</p> <p>一時集合場所及び集合方法</p> <p><u>避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、場所名及び集合場所への交通手段を可能な限り具体的に記載する。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等</p> <p><u>避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務、連絡先等を記載する。</u></p> <p>高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、<u>障がい者</u>、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>～ （略）</p>

現行	変更案
<p data-bbox="152 225 600 252">【避難実施要領のイメージ（一例）】</p> <p data-bbox="533 261 701 288">避難実施要領</p> <p data-bbox="898 300 1088 368">山形県A市長 月 日 時現在</p> <ol data-bbox="152 416 1088 707" style="list-style-type: none"> <li>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法（略）</li> <li>2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2)（略） (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、<u>障害者</u>、<u>高齢者</u>、<u>幼児等</u>を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</li> <li>3 その他避難の実施に関し必要な事項（略）</li> </ol> <ol data-bbox="152 735 667 802" style="list-style-type: none"> <li>5 避難所等における安全確保等（略）</li> <li>6 マニュアルによる運用（略）</li> </ol> <p data-bbox="129 810 297 837">第5章 救援</p> <ol data-bbox="152 847 1088 1406" style="list-style-type: none"> <li>1 救援の実施 <span data-bbox="981 847 1077 874">【66頁】</span> (1) 救援の実施     <u>救援の実施</u>     知事は、～（略）～当該指示を待たずに救援を行う。     ア 収容施設の供与     イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与     ウ 医療の提供及び助産     エ 被災者の捜索及び救出     オ 埋葬及び火葬     カ 電話その他の通信設備の提供     キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理     ク 学用品の給与     ケ 死体の捜索及び処理     コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</li> </ol>	<p data-bbox="1149 225 1597 252">【避難実施要領のイメージ（一例）】</p> <p data-bbox="1529 261 1697 288">避難実施要領</p> <p data-bbox="1895 300 2085 368">山形県A市長 月 日 時現在</p> <ol data-bbox="1149 416 2085 707" style="list-style-type: none"> <li>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法（略）</li> <li>2 避難住民の誘導の実施方法 (1)～(2)（略） (3) 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、<u>障がい者</u>、<u>高齢者</u>、<u>幼児等</u>を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</li> <li>3 その他避難の実施に関し必要な事項（略）</li> </ol> <ol data-bbox="1149 735 1664 802" style="list-style-type: none"> <li>5 避難所等における安全確保等（略）</li> <li>6 マニュアルによる運用（略）</li> </ol> <p data-bbox="1126 810 1294 837">第5章 救援</p> <ol data-bbox="1149 847 2085 1406" style="list-style-type: none"> <li>1 救援の実施 (1) 救援の実施     知事は、～（略）～当該指示を待たずに救援を行う。     __ 収容施設の供与     __ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与     __ 医療の提供及び助産     __ 被災者の捜索及び救出     __ 埋葬及び火葬     __ 電話その他の通信設備の提供     __ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理     __ 学用品の給与     __ 死体の捜索及び処理     __ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</li> </ol>

現行	変更案
<p>____ 着上陸侵攻への対応</p> <p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</p> <p>( 2 ) 市町村による救援の実施に係る調整</p> <p><u>知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。</u></p> <p><u>この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。</u></p> <p>2 関係機関との連携 【67 頁】</p> <p>( 1 ) 国への要請等 ( 略 )</p> <p>( 2 ) 他の都道府県知事に対する応援の求め ( 略 )</p> <p>( 3 ) 市町村との連携</p> <p><u>市町村は、1 ( 2 ) において調整した役割分担に沿って救援の実施に関する事務を行うほか、知事の行う救援を補助するものとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。</u></p> <p>( 4 ) 日本赤十字社との連携 ( 略 )</p> <p>( 5 ) 緊急物資の運送の求め等 ( 略 )</p> <p>( 6 ) 指定地方公共機関による緊急物資の運送 ( 略 )</p> <p>3 救援の内容 【68 頁】</p> <p>( 1 ) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、<u>救援の程度及び基準</u>によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>( 2 ) 救援に関する基礎資料 ( 略 )</p>	<p>( 2 ) 着上陸侵攻への対応</p> <p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。</p> <p>このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>( 1 ) 国への要請等 ( 略 )</p> <p>( 2 ) 他の都道府県知事に対する応援の求め ( 略 )</p> <p>( 3 ) 市町村との連携</p> <p><u>知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。</u></p> <p><u>この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。</u></p> <p>( 4 ) 日本赤十字社との連携 ( 略 )</p> <p>( 5 ) 緊急物資の運送の求め等 ( 略 )</p> <p>( 6 ) 指定地方公共機関による緊急物資の運送 ( 略 )</p> <p>3 救援の内容</p> <p>( 1 ) 救援の基準</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、<u>「救援の程度及び基準」</u>によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>( 2 ) 救援に関する基礎資料 ( 略 )</p>



現行	変更案
<p>(3) 救援の内容</p> <p>知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）</li> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</li> <li>・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>・ 寒冷期における暖房の確保</li> <li>・ 高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> <li>・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</li> <li>・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</li> <li>・ 提供対象人数及び世帯数の把握</li> </ul> <p>（略）</p> <p>医療の提供及び助産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認</li> <li>・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集</li> <li>・ <u>救護班の編成、派遣及び活動</u>に関する情報の収集</li> <li>・ 人工透析患者及び難病患者が継続して医療を受けるための調整</li> <li>・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握</li> <li>・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応</li> <li>・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保</li> <li>・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保</li> </ul> <p>～ （略）</p> <p>電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握</li> <li>・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</li> <li>・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定</li> <li>・ <u>障害者</u>等への対応</li> </ul>	<p>(3) 救援の内容</p> <p>知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。</p> <p>収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）</li> <li>・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理</li> <li>・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮</li> <li>・ 寒冷期における暖房の確保</li> <li>・ 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</li> <li>・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</li> <li>・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）</li> <li>・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応</li> <li>・ 提供対象人数及び世帯数の把握</li> </ul> <p>（略）</p> <p>医療の提供及び助産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認</li> <li>・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集</li> <li>・ <u>救護班及びDMATの編成、派遣及び活動</u>に関する情報の収集</li> <li>・ 人工透析患者及び難病患者が継続して医療を受けるための調整</li> <li>・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握</li> <li>・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応</li> <li>・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保</li> <li>・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保</li> </ul> <p>～ （略）</p> <p>電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握</li> <li>・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整</li> <li>・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定</li> <li>・ <u>障がい者</u>等への対応</li> </ul>

現行	変更案
<p>~ (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 (略)</p> <p>5 医療の要請等に従事する者の安全確保 (略)</p> <p>6 救援の際の物資の売渡し要請等 (略)</p> <p>7 マニュアル等による運用 (略)</p>	<p>~ (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 (略)</p> <p>5 医療の要請等に従事する者の安全確保 (略)</p> <p>6 救援の際の物資の売渡し要請等 (略)</p> <p>7 マニュアル等による運用 (略)</p>

現行	変更案
<p>第6章 安否情報の収集・提供 <span style="float: right;">【72頁】</span></p> <p>安否情報収集・整理 ・提供の流れ（一部抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>氏名  <input type="checkbox"/> 出生の年月日  <input type="checkbox"/> 男女の別  <input type="checkbox"/> 住所  <input type="checkbox"/> 国籍(日本国籍を有しない者に限る。)  <input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)  <input type="checkbox"/> 居所  <input type="checkbox"/> 負傷又は疾病の状況  <input type="checkbox"/> 及び <input type="checkbox"/> のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>2 死亡した住民 (上記 <input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> に加えて)  <input type="checkbox"/> 死亡の日時、場所及び状況  <input type="checkbox"/> 死体の所在</p> </div>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>安否情報収集・整理 ・提供の流れ（一部抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>氏名  <input type="checkbox"/> フリガナ  <input type="checkbox"/> 出生の年月日  <input type="checkbox"/> 男女の別  <input type="checkbox"/> 住所(郵便番号を含む。)  <input type="checkbox"/> 国籍  <input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)  <input type="checkbox"/> 負傷(疾病)の該当  <input type="checkbox"/> 負傷又は疾病の状況  <input type="checkbox"/> 現在の居所  <input type="checkbox"/> 連絡先その他必要情報  <input type="checkbox"/> 親族・同居者からの照会への回答の希望  <input type="checkbox"/> 知人からの照会への回答の希望  <input type="checkbox"/> 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</p> <p>2 死亡した住民 (上記 <input type="checkbox"/> ~ <input type="checkbox"/> に加えて)  <input type="checkbox"/> 死亡の日時、場所及び状況  <input type="checkbox"/> 遺体が安置されている場所  <input type="checkbox"/> 連絡先その他必要情報  <input type="checkbox"/> 親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</p> </div>

現行	変更案
<p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>2 総務大臣に対する報告 <b>【73頁】</b>        県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号</u>に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答        (1) 安否情報の照会の受付        (略)        住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、<u>安否情報省令様式第2号</u>に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>(2) 安否情報の回答        県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、<u>安否情報省令様式第3号</u>により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。        県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を<u>安否情報省令様式第3号</u>により回答する。        (略)</p>	<p>1 <u>安否情報システムの利用</u>        県及び市町村は、<u>安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。</u>  <u>ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合や事態が急迫してデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。</u></p> <p>2 安否情報の収集 (略)</p> <p>3 総務大臣に対する報告        県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号</u>に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答        (1) 安否情報の照会の受付        (略)        住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、<u>安否情報省令第3条に規定する様式第4号</u>に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>(2) 安否情報の回答        県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、<u>安否情報省令第4条に規定する様式第5号</u>により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。        県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を<u>安否情報省令第4条に規定する様式第5号</u>により回答する。        (略)</p>

現行	変更案																																				
<p>(3) 個人の情報の保護への配慮 (略)</p> <p>4 日本赤十字社山形県支部に対する協力 (略)</p> <p>5 マニュアルによる運用 県は、安否情報の収集及び提供に関し、この計画に定める以外の事項については、別に作成するマニュアルにより行う。</p> <p>6 市町村による安否情報の収集及び提供 (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略)</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略)</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保 (略)</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【76頁】</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令 (略)</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (略)</p>	<p>(3) 個人の情報の保護への配慮 (略)</p> <p>5 日本赤十字社山形県支部に対する協力 (略)</p> <p>6 マニュアルによる運用 県は、安否情報の収集及び提供に関しては、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。</p> <p>7 市町村による安否情報の収集及び提供 (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (略)</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報 (略)</p> <p>3 生活関連等施設の安全確保 (略)</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令 (略)</p> <p>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (略)</p>																																				
<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p>	<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区 分	措置			1号	2号	3号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)				備考 (略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区 分	措置			1号	2号	3号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)				備考 (略)				
物質の種類			区 分	措置																																	
	1号	2号		3号																																	
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)																																				
備考 (略)																																					
物質の種類	区 分	措置																																			
		1号	2号	3号																																	
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	厚生労働大臣(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの)																																				
備考 (略)																																					
<p>5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 (略)</p> <p>第2 N B C 攻撃による災害への対処 【79頁】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 応急措置の実施 (略)</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施 (略)</p>	<p>5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 (略)</p> <p>第2 N B C 攻撃による災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>1 応急措置の実施 (略)</p> <p>2 国の方針に基づく措置の実施 (略)</p>																																				

現行	変更案												
<p>(3) 関係機関との連携 (略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応 (略)</p> <p>核攻撃等の場合 (略)</p> <p>生物剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>化学剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>(5) 知事及び県警察本部長の権限 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p>	<p>3 関係機関との連携 (略)</p> <p>4 汚染原因に応じた対応 (略)</p> <p>(1) 核攻撃等の場合 (略)</p> <p>(2) 生物剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>(3) 化学剤による攻撃の場合 (略)</p> <p>5 知事及び県警察本部長の権限 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 715 300 802">国民保護法 第108条 第1項各号</th> <th data-bbox="304 715 701 802">対象物件等</th> <th data-bbox="705 715 1106 802">措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 805 300 837">(略)</td> <td data-bbox="304 805 701 837">(略)</td> <td data-bbox="705 805 1106 837">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措置	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 715 1296 802">国民保護法 第108条 第1項各号</th> <th data-bbox="1301 715 1697 802">対象物件等</th> <th data-bbox="1702 715 2103 802">措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 805 1296 837">(略)</td> <td data-bbox="1301 805 1697 837">(略)</td> <td data-bbox="1702 805 2103 837">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措置	(略)	(略)	(略)
国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措置											
(略)	(略)	(略)											
国民保護法 第108条 第1項各号	対象物件等	措置											
(略)	(略)	(略)											
<p>知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p>	<p>知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p>												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 1182 1106 1222">当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1225 1106 1265">当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1268 1106 1372">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1375 1106 1415">当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1418 1106 1449">当該措置の内容</td> </tr> </tbody> </table>	当該措置を講ずる旨	当該措置を講ずる理由	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	当該措置を講ずる時期	当該措置の内容	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1182 2105 1222">当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1225 2105 1265">当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1268 2105 1372">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1375 2105 1415">当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1418 2105 1449">当該措置の内容</td> </tr> </tbody> </table>	当該措置を講ずる旨	当該措置を講ずる理由	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）	当該措置を講ずる時期	当該措置の内容		
当該措置を講ずる旨													
当該措置を講ずる理由													
当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）													
当該措置を講ずる時期													
当該措置の内容													
当該措置を講ずる旨													
当該措置を講ずる理由													
当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）													
当該措置を講ずる時期													
当該措置の内容													

現行	変更案
<p>第3 応急措置等</p> <p>1 退避の指示 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定 【82頁】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警戒区域設定に伴う措置</p> <p>県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。</p> <p>当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。</p> <p>県は、～(略)～消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 事前措置 (略)</p> <p>4 応急公用負担等 (略)</p> <p>5 消防に関する措置等 (略)</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告 【84頁】</p> <p>(1) 被災情報の収集及び報告</p> <p>___県は、～(略)～被災情報について収集する。</p> <p>特に、県警察は、～(略)～その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>___県は、～(略)～報告を求める。</p> <p>___県は、～(略)～直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。</p> <p>___県は、～(略)～消防庁が指定する時間に報告する。</p> <p>なお、～(略)～消防庁に報告する。</p> <p>___県警察は、～(略)～速やかに連絡する。</p> <p>(2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等</p> <p>市町村は、～(略)～被災情報を報告するものとする。</p> <p>指定地方公共機関は、～(略)～速やかに報告するものとする。</p>	<p>第3 応急措置等</p> <p>1 退避の指示 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警戒区域設定に伴う措置</p> <p>県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに県警察及び市町村長に通知する。</p> <p>当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。</p> <p>県は、～(略)～消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 事前措置 (略)</p> <p>4 応急公用負担等 (略)</p> <p>5 消防に関する措置等 (略)</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>1 被災情報の収集及び報告</p> <p>(1) 県は、～(略)～被災情報について収集する。</p> <p>特に、県警察は、～(略)～その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p> <p>(2) 県は、～(略)～報告を求める。</p> <p>(3) 県は、～(略)～直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。</p> <p>(4) 県は、～(略)～消防庁が指定する時間に報告する。</p> <p>なお、～(略)～消防庁に報告する。</p> <p>(5) 県警察は、～(略)～速やかに連絡する。</p> <p>2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等</p> <p>(1) 市町村は、～(略)～被災情報を報告するものとする。</p> <p>(2) 指定地方公共機関は、～(略)～速やかに報告するものとする。</p>

現行	変更案
<p>【被災情報の報告様式（前掲）】</p> <p>年 月 日に発生した による被害（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 時 分 山 形 県 ( 市 (町村))</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>【被災情報の報告様式（再掲）】</p> <p>年 月 日に発生した による被害（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 時 分 山 形 県 ( 市 (町村))</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保 <span style="float: right;">【86頁】</span> （略）</p> <p>(1) 保健衛生対策 県は、～（略）～当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 防疫対策 県は、<u>避難住民等</u>が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 廃棄物処理の特例 県は、～（略）～廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。 県は、<u>により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは</u>、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保 （略）</p> <p>(1) 保健衛生対策 県は、～（略）～当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 この場合において、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 防疫対策 県は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による<u>避難住民等への感染症等の発生を防ぐため</u>、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 廃棄物処理の特例 県は、～（略）～廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。 県は、<u>により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは</u>、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示する。</p>



現行	変更案
<p><u>平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。</u></p> <p>3 文化財の保護 (略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定 【87頁】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、～(略)～次に掲げる措置を実施する。 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)に係る措置 県は、～(略)～次の措置を講ずる。 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>国民生活安定緊急措置法に係る措置 県は、国が国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)第3条第1項に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号)で特に価格の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、<u>当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び当該都道府県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</u></p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等 (略)</p> <p>3 生活基盤等の確保 (略)</p> <p>第11章 交通規制 (略)</p>	<p>3 文化財の保護 (略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、～(略)～次に掲げる措置を実施する。 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。)に係る措置 県は、～(略)～次の措置を講ずる。 ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>売渡しの命令の実施に関する事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)</u></p> <p>オ (略)</p> <p>国民生活安定緊急措置法に係る措置 県は、国が国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)第3条第1項に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号)で特に価格の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、<u>県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</u></p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等 (略)</p> <p>3 生活基盤等の確保 (略)</p> <p>第11章 交通規制 (略)</p>

現行	変更案
<p>第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 【90頁】</p> <p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等</p> <p>___ 赤十字標章等（国民保護法第157条）</p> <p>ア 標章 （略）</p> <p>イ 信号 （略）</p> <p>ウ 身分証明書 （略）</p> <p>エ 識別対象 （略）</p> <p>___ 特殊標章等（国民保護法第158条）</p> <p>ア 特殊標章 （略）</p> <p>イ 身分証明書 （略）</p> <p>ウ 識別対象 （略）</p> <p>(2) 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>___ 知事は、～（略）～赤十字標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者</p> <p>イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者 （ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）</p> <p>___ 知事は、～（略）～赤十字標章等の使用を許可する。</p> <p>ア 医療機関である指定地方公共機関</p> <p>イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者</p> <p>(3) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>___ 知事又は県警察本部長は、～（略）～特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 知事 （略）</p> <p>イ 県警察本部長 （略）</p>	<p>第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</p> <p>1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等</p> <p>(1) 赤十字標章等（国民保護法第157条）</p> <p>___ 標章 （略）</p> <p>___ 信号 （略）</p> <p>___ 身分証明書 （略）</p> <p>___ 識別対象 （略）</p> <p>(2) 特殊標章等（国民保護法第158条）</p> <p>___ 特殊標章 （略）</p> <p>___ 身分証明書 （略）</p> <p>___ 識別対象 （略）</p> <p>2 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 知事は、～（略）～赤十字標章等を交付及び使用させる。</p> <p>___ 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者</p> <p>___ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者 （<u>及び</u>に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）</p> <p>(2) 知事は、～（略）～赤十字標章等の使用を許可する。</p> <p>___ 医療機関である指定地方公共機関</p> <p>___ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者</p> <p>3 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(1) 知事又は県警察本部長は、～（略）～特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>___ 知事 （略）</p> <p>___ 県警察本部長 （略）</p>

現行	変更案
<p>____知事は、～（略）～特殊標章等の使用を許可する。  <u>（４）</u>赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発  （略）</p> <p>第４編 復旧等 （略）</p> <p>第５編 緊急対処事態への対応 （略）</p>	<p><u>（２）</u>知事は、～（略）～特殊標章等の使用を許可する。  <u>４</u>赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発  （略）</p> <p>第４編 復旧等 （略）</p> <p>第５編 緊急対処事態への対応 （略）</p>